

必ずチェック 最低賃金!

使用者も・労働者も

静岡県の最低賃金

最低賃金は、暮らしの支えです。

地域別最低賃金	最低賃金額 (改定前の額)	効力発生日
静岡県最低賃金	時間額 728 円 (時間額 725円)	平成23年10月14日

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額 (改定前の額)	効力発生日
静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	時間額 788 円 (時間額 783円)	平成23年12月27日
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業	時間額 818 円 (時間額 812円)	
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	時間額 829 円 (時間額 823円)	
静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 802 円 (時間額 796円)	
静岡県各種商品小売業 ※百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所	時間額 780 円 (時間額 775円)	
静岡県パルプ・紙・加工紙製造業 <本年度改定なし>	日額 5,952 円 時間額 744 円	平成10年12月31日
◆上記6産業別最低賃金共通の適用除外 (「静岡県最低賃金」が適用されます。)	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者(技能実習生は除く) ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

静岡労働局ホームページ (最低賃金関係)

(各産業別最低賃金個別の適用除外その他の詳細は、以下のページで確認できます。)

<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>